

復興副大臣

浜田 昌良 様

要 望 書

原子力災害による居住困難区域内資産に係る不動産取得  
税、固定資産税及び都市計画税の代替資産特例について

平成25年7月2日

福島県双葉郡浪江町長

馬場 有



原子力災害により当面の居住に適さない区域として「居住困難区域（※1）」が指定され、その区域内にある家屋やその敷地の代わりとなる家屋・土地を避難先で取得した場合は、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税に対し「代替資産特例（※2）」が適用になり、税の軽減措置を受けることができます。

この「居住困難区域」は、「帰還困難区域」及び「居住制限区域」を指定区域としており、「避難指示解除準備区域」が含まれておりません。

しかしながら、当町の「避難指示解除準備区域」は、避難指示解除見込み時期が、平成23年3月11日から5年とされており、その間居住することができません。

たとえ「避難指示解除準備区域」に居住していた被災者であっても、当面、浪江町内に居住できないため、代替資産の取得を決断せざるを得ない実情は、「帰還困難区域」及び「居住制限区域」に居住していた被災者と何ら異なるところがありません。

つきましては、下記のとおり強く要望いたします。

## 記

**浪江町全域を代替資産特例の対象である「居住困難区域」に指定していただきたい。**

### ※1 居住困難区域

東日本大震災（原子力災害）に関し、避難指示区域のうち、当面の居住に適さない区域として、総務大臣が指定して公示した区域をいう。

居住困難区域が代替資産特例の対象になる。

### ※2 代替資産特例

- (1) 地方税法附則第51条に基づく東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例
- (2) 地方税法附則第56条に基づく東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例